

総合健康ゾーン

健康増進施設の

「愛称」を募集します！

市では、平成22年4月のオープンを目指し、総合健康ゾーン整備(立野町)を進めています。市民に愛され、積極的に利用されるよう、親しみの持てる総合健康ゾーン健康増進施設の愛称を募集します。

▽施設概要



▲総合健康ゾーンイメージ図

①フィットネスゾーン

水プール(25メートル×6コース)、多目的プール、トレーニングジム、フィットネススタジオ、上級者用クライミングウォールなど

②リラクゼーションゾーン

浴室(サウナ、水風呂、ジェット水流槽を含む)、リラクゼーションルームなど

③その他屋内施設：調理実習室、キッズコーナー、軽食・喫茶コーナーなど

④屋外施設：多目的コート



▲温水プールイメージ図



▲トレーニングジムイメージ図



▲エントランスイメージ図

▽応募条件

・豊岡らしさを生かし、健康増進施設が幅広い世代から分かりやすく、親しみの持てる愛称とします。
 ・第三者の著作権・商標権を侵害しないもので、自作の未発表のものに限ります。
 ・応募資格に制限はありません。

▽応募方法

応募は、次の方法で受け付けます。
 ・**応募箱での応募の場合**：応募用紙に記入の上、市民課または各総合支所市民生活課に設置の応募箱へ投函ください。
 ・**ファックスでの応募の場合**：応募用紙に記入の上、総合健康ゾーン推進室へ送信ください。
 ・**電子メールでの応募の場合**：応募用紙を添付または愛称、命名理由、応募する方の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入の上、総合健康ゾーン推進室に送信ください。
 ※応募用紙は、市民課と各総合支所市民生活課に配布されています。



▽表彰・記念品贈呈

竣工式「平成22年3月28日(日)予定」で愛称採用者などを表彰し、記念品を贈呈します。
 ・**最優秀賞** 1人
 「健身計測」健康管理セット(体組成計など)、地元特産品
 ・**入賞** 3人
 多機能歩数計、健康管理ツール
 ・**その他** 愛称決定の発表は、市広報紙と市ホームページに掲載します。なお、採用した愛称は、市が使用し、その一切の権利は、市に帰属します。

《問合せ》健康増進課総合健康ゾーン推進室

☎ 24-7034
 FAX 22-4448
 メールアドレス
 kenkouzone@city.toyooka.lg.jp

toyooka.lg.jp

国民健康保険に加入の皆さんへ

新しい保険証は
11月下旬に

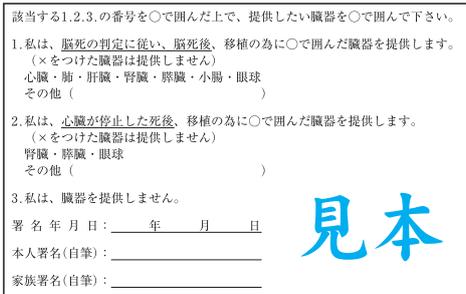
簡易書留郵便で
届けます

国民健康保険に加入の皆さんが、現在使用している保険証の有効期限は、11月30日(月)です。

新しい保険証は、11月下旬に国保加入世帯へ簡易書留郵便で送付します(不在のときは、郵便局の保管となり、郵便局への連絡が必要になります)。11月27日(金)までに手元に届かない場合は、問

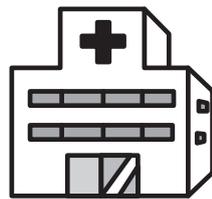


▲カード様式の保険証(表面)



▲カード様式の保険証(裏面)

い合わせください。
なお、国保税を滞納している方は、窓口交付となります。
保険証は12月1日から
使用ください



12月1日以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、必ず新しい保険証を提示してください。有効期限の過ぎた保険証は使用できません。

平成22年11月30日までに65歳の誕生日を迎える退職被保険者および退職被扶養者の方と75歳の誕生日を迎える方は有効期限が変わります

平成22年11月30日までに65歳の誕生日を迎える退職被保険者および退職被扶養者の方は、有効期限が誕生月の月末まで(誕生日が月の初日の場合は前月末まで)となります。また、平成22年11月30日までに75歳の誕生日を迎える方は、有効期限が誕生日の前日までとなります。

保険証の裏面に
臓器提供意思表示欄を
設けています

記入を義務付けるものではありませんが、15歳以上の方が意思表示の記入をした場合に限り、臓器の移植に関する



る法律に規定する書面として取り扱われます。
また、臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。
なお、記入した後でも、いつでも、臓器提供に関する意思を変更することができます。その場合、保険証の再交付を受けてください。

届出が必要です

左表のような場合、14日以内に届出が必要です。加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくほか、その間、保険診療を受けることができません。

《問合せ》市民課国保医療係
☎21-9061または各総合支所市民生活課

	事由	手続きに必要なもの
国保に加入する場合	豊岡市に転入したとき	・他の市区町村の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・職場の健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書 ・印鑑
	子どもが生まれたとき	・保険証 ・母子健康手帳 ・印鑑
	外国籍の方が加入するとき	・外国人登録証明書
国保をやめる場合	ほかの市区町村に転出するとき	・保険証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの) ・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書 ・保険証 ・印鑑
	外国籍の方がやめるとき	・外国人登録証明書またはパスポート ・保険証